令和３年度
第１回千歳市農業委員会総会議事録

千歳市農業委員会

令和３年度第１回千歳市農業委員会議事録

日　　時　　令和３年４月２３日（金）　１３時２７分開会
　　１４時０８分閉会

開催場所　　議会棟　大会議室

１　出欠状況　（出席委員１５名　欠席委員５名）

１番	平沖　道徳	欠　席	
２番	宮澤　徳夫	出　席	
３番	三溝　健雄	出　席	
４番	登坂　英樹	欠　席	
５番	平岡　　博	欠　席	
６番	今　　鉄雅	出　席	
７番	片桐　好英	欠　席	
８番	樋口　　司	出　席	
９番	川端　智之	出　席	
１０番	田村　正司	出　席	
１１番	遠藤　義博	出　席	
１２番	鈴木　弘樹	出　席	
１３番	清水　利一	出　席	
１４番	平岡　日出男	欠　席	
１５番	黒澤　譲治	出　席	
１６番	藤田　勝久	出　席	議事録署名委員
１７番	中村　由美子	出　席	議事録署名委員
１８番	山形　繁雄	出　席	
１９番	高橋　　正	出　席	
２０番	長島　信行	出　席	

２　事務局職員出席状況

事務局長	森　　周一
管理課長	田中　康仁
企画振興係長	小野　美幸
農地係長	上田　創一
農地係主事	松川　　裕

３　議事日程

日程第１　　開会宣言
日程第２　　会長挨拶
日程第３　　議事録署名委員の指名
日程第４　　諸般の報告
日程第５　　報告の部
　　報告第１号　専決処分の報告について（農業委員会事務局職員の人事異動）
　　報告第２号　専決処分の報告について（農地法第３条の３届出）
　　報告第３号　専決処分の報告について
　　（農地法第 18 条第６項合意解約の通知）
　　報告第４号　農地法第40条第1項に基づく農地中間管理権の裁定通知について
　　報告第５号　専決処分の報告について（現況証明願）
日程第６　　協議の部
　　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
　　議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について
　　議案第３号　令和２年度第９号農用地利用集積計画の決定について
　　議案第４号　現況証明願について
　　議案第５号　令和２年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和３年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
日程第７　　その他

議　事　次　第

＜日程第１　開会宣言＞

事　務　局　長　　それでは、令和３年度第１回農業委員会総会を開会いたします。
本日は平沖委員、登坂委員、平岡博委員、片桐委員、平岡日出男委員より欠席する旨の届け出がございました。
よって、委員20名中、15名が出席しており、会議は成立しております。
また､本日も前回総会に引き続き､新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染予防対策として、事務局の議案説明につきまして、議案書に記載されている内容の読み上げを一部省略させていただきますので、ご了承願います。
会議の開催にあたり、会長からご挨拶があります。

＜日程第２　会長挨拶＞

会　　長　　皆様、こんにちは。雪解けも進み、農作業も徐々に始まっているかと思いますが、事故に気を付けて作業を行ってください。
それでは、ただ今から会議を始めます。

＜日程第３　議事録署名委員の指定＞

議　　長　　日程第3、議事録署名委員を指名いたします。
議事録署名委員には、千歳市農業委員会会議規則第13条により、16番、藤田委員、17番、中村委員を指名いたします。

＜日程第４　諸般の報告＞

議　　長　　日程4、諸般の報告を行います。
事務局より説明願います。

事　務　局　　前回総会以降の諸般の事項につきまして、お手元に配布している資料の通りであります。事務局からは、以上であります。

＜日程第５　報告の部＞

【報告第１号　専決処分に報告について（農業委員会事務局職員の人事異動)】

議　　長　　次に日程第 5、報告の部に入ります。(13：29)
初めに報告第 1 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第 1 号について、ご説明申し上げます。
議案書 1ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。
千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領に基づき、次のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めます。
前任者から、ご説明いたします。
4 月 1 日付けで、前産業振興部次長兼農業委員会事務局長が、こども福祉部次長へ前農業委員会事務局管理課長が、市民環境部支笏湖支所長兼観光ｽﾎﾟｰﾂ部主幹、支笏湖観光担当として異動しております。
次に、後任者について、ご説明いたします。
発令月日は、4 月 1 日付けで、前事務局長の後任として、総務部財政課長でありました、森周一課長が産業振興部次長に昇任され、農業委員会事務局長として併任発令を行っております。
荒川前事務局管理課長の後任として、建設部市営住宅課長でありました田中康仁課長が農業委員会事務局管理課長として異動しております。以上、報告第 1 号について、ご説明申し上げました。
事務局からは以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第 1 号を報告済といたします。

【報告第２号　専決処分に報告について（農地法第３条の３届出)】

議　　長　　次に、報告第 2 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　　務　　局　　報告第 2 号について、ご説明申し上げます。議案書 2 ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。

農地法第 3 条の 3 の規定による届出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。

今月の農地法第 3 条の 3 の規定による届出は 2 件で、土地の所在等は、議案書 2 ﾍﾟｰｼﾞから 3 ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。

以上、報告第 2 号について、ご説明申し上げました。

事務局からは、以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問無し）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第 2 号を報告済といたします。

【報告第３号　専決処分に報告について（農地法第１８条第６項合意解約の通知）】

議　　長　　次に、報告第 3 号を議題といたします。

事務局より説明願います。

事　　務　　局　　報告第 3 号について、ご説明申し上げます。議案書 4 ﾍﾟｰｼﾞをお開きください

農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の合意解約の通知があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。

今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の合意解約は 3 件で、土地の所在等は、議案書 4 ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。

整理番号 1 につきましては、借主を変更した上で、後ほど議案第 3 号農用地利用集積計画の決定に基づく賃貸借案件としてお諮りする予定であります。

整理番号 2 につきましては、契約当初は△△△△さんが、義理の母である故△△△△さんから借りていましたが、相続により土地の所有権が妻の△△△△さんに移転したことにより、妻と夫の賃貸借契約になったため解約し、今後は、これまでと同じく△△△△さんが当該地を利用予定であります。

以上、報告第 3 号について、ご説明申し上げました。

事務局からは以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第３号を報告済といたします。

【報告第４号　農地法第４０条第１項に基づく農地中間管理権の裁定通知について】

議　　長　　次に報告第４号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第４号について、ご説明申し上げます。
議案書５ﾍﾟｰｼﾞをお開きください
令和３年３月12日付けで公益財団法人北海道農業公社から北海道知事に対して行われた農地中間管理権の設定に関する裁定申請について、農地法第40条第１項の規定に基づく知事の裁定通知が送付された旨、通知がありましたので、報告します。
当日配布資料1ﾍﾟｰｼﾞから2ﾍﾟｰｼﾞの農地中間管理権の裁定通知書を、説明と合わせてご確認願います。
本件につきましては、△△△△さん外２名が所有する駒里の農地について、令和３年３月30日付で農地法第39条第１項の規定に基づき、北海道知事が公益財団法人北海道農業公社に対して農地中間管理権の設定を裁定したものであります。
裁定内容としましては、千歳市駒里○○○○、外17筆、計18筆、334,767㎡の農地について、令和３年４月１日から５年間の賃借権が設定されております。
賃借料は、年間□□円となっています。
また、資料にはありませんが、裁定の通知があった農地につきましては、令和３年４月１日付けで、北海道知事から農用地利用配分計画の認可が下りたことから、団地毎に借り受け希望のあった、△△△△さん、△△△△さん、△△△△さんの３者に、農地中間管理機構である北海道農業公社を通じて賃貸借されております。
事務局からは以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第４号を報告済といたします。

【報告第５号　専決処分の報告について（現況証明願）】

議　　長　　次に報告第５号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第５号についてご説明申し上げます。議案書６ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
現況証明の願い出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
当日配布資料の３ﾍﾟｰｼﾞから５ﾍﾟｰｼﾞに、報告第５号資料として、地番図・航空写真・現地写真を添付しております。
整理番号２、土地の所在等は議案書６ﾍﾟｰｼﾞに記載のとおりです。
当該地の土地の区分は、市街化区域であるため、事務局職員において本年４月５日に現地確認を行っております。
当該地は、日の出の住宅街にある市街化区域内の土地で、以前から建物は建っておらず更地となっています。今回、所有者が土地を売却するにあたり、当該地の登記地目が畑であることから、地目変更登記を行う必要があるため、現況証明願がありました。
当該地は住宅地のため、農地として活用することが難しく、また、農地・採草放牧地以外としても、周囲が非農地であるため周辺に影響を及ぼすことは無いと判断し、農地・採草放牧地以外として証明書を発行しております。
以上、報告第５号について、ご説明申し上げました。
事務局からは、以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第５号を報告済といたします。

＜日程第６　協議の部＞

【議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に、日程第 6、協議の部に入ります。（13：37）
はじめに議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 1 号について、ご説明申し上げます。議案書 7 ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。
当日配布資料の 6 ﾍﾟｰｼﾞに、議案第 1 号資料として、地番図を添付しております。
今月の農地法第 3 条の許可申請は、所有権移転が 1 件です。
それでは、整理番号 1、土地の所在等は、議案書 7 ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
整理番号 1 は、駒里で農業を営んでいる△△△△さんの経営規模拡大のため、同一世帯員である△△△△さんが買い受ける案件になります。
当許可申請について、調査書により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らし合わせた結果、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。
以上、整理番号 1 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

川　端　委　員　　△△さんが△△さんの農地を購入するのですか。

事　務　局　　そうです。

川　端　委　員　　わかりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言が無ければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

【議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 2 号について、ご説明申し上げます。
議案書 8 ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
農地法第 4 条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。
当日配布資料の 7 ﾍﾟｰｼﾞから 9 ﾍﾟｰｼﾞに、議案第 2 号資料として、地番図等を添付しております。
今月の農地法第 4 条の規定による許可申請は 1 件で、東丘で営農している△△△△さんを申請人とする農業用倉庫への転用案件であります。
整理番号 1、転用を行う土地の所在等は、議案書 8 ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。当該地の農地区分については、一部分が既に農用地区域内農業用施設用地に用途変更されておりますが、残る部分につきましては農用地区域内農地に区分されます。農用地区域内農地部分につきましては、現在、農業用施設用地への用途変更を申請中であります。
なお、農用地区域は、原則、転用不許可とされておりますが、農業用施設に供するため農地以外のものにしようとする場合は、例外許可事由に該当します。
また、資力についても事業費を上回る資金があることを確認しております。
これらのことから、当該申請は農地の転用許可基準の全てを満たしております。
以上、議案第 2 号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審

議・ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは、以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

藤田委員　　当日配布資料の 7 ﾍﾟｰｼﾞに転用内容が農家住宅とありますが、間違いでしょうか。

事務局　　農業用施設の間違えです。訂正をお願いします。大変失礼いたしました。

藤田委員　　わかりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

【議案第３号　令和３年度第１号農用地利用集積計画の決定について】

議　　長　　次に、議案第 3 号、令和 3 年度第 1 号農用地利用集積計画の決定についての整理番号、所 1 から所 4、及び利 1 から利 8 までを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局　　議案第 3 号について、ご説明申し上げます。
議案書 9ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、次のとおり農用地利用集積計画の決定を千歳市長から求められたので審議意見を求めます。
当日配布資料の 10ﾍﾟｰｼﾞから 20ﾍﾟｰｼﾞに議案第 3 号資料として、地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。

今月の案件は、所有権移転が 5 件、利用権設定が 9 件になります。
土地の所在等は議案書のとおりです。
はじめに、整理番号、所 1 から所 4 まで、及び利 1 から利 8 までを説明いたします。議案書 9 ﾍﾟｰｼﾞ及び 10 ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。
整理番号、所 1 から所 4 は、公益財団法人北海道農業公社から利用集積計画による貸付を受けていた農地について、今年度中に貸付期間が満了となることから、北海道農業公社から売渡を受ける農地保有合理化事業案件になります。
次に、議案書 11 ﾍﾟｰｼﾞ、整理番号利 1 から利 4 は、報告第 2 号、整理番号 2 で相続の届出のあった土地について、令和元年 12 月まで行っていた賃貸借契約の更新案件になります。令和元年 12 月に期間が満了した際には相続人が確定していなかったため契約の更新をすることができず、令和 2 年は作業受委託を行っておりました。
この度、相続人が確定したことから契約の更新を行おうとするものであります。
次に、議案書 12 ﾍﾟｰｼﾞ、整理番号利 5・6 は利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、賃貸借契約を更新する案件となります。
次に、整理番号利 7・8 は、報告第 2 号、整理番号 1 で相続の届出のあった土地について、令和元年 12 月まで行っていた賃貸借契約の更新案件になります。令和元年 12 月に期間が満了した際には相続人が確定していなかったため契約の更新をすることができず、令和 2 年は作業受委託を行っておりました。この度、相続人が確定したことから契約の更新を行おうとするものであります。
これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
以上､整理番号所 1 から所 4 まで 及び 利 1 から利 8 までについて、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　ほかに、発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

次に、整理番号、所5を議題といたします。
この案件については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限により、●●委員の退席を求めます。
暫時休憩します。（13：46）

（●●委員、退室）

議　　長　　再開します。（13：46）
事務局より説明願います。

事　務　局　　議案書11ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
さきほど飛ばしました、整理番号所5は、公益財団法人北海道農業公社から利用集積計画による貸付を受けていた農地について、今年度中に貸付期間満了となることから、北海道農業公社から売渡を受ける農地保有合理化事業案件になります。
計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上、整理番号所5について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。
●●委員の退席を解きます。暫時休憩します。（13：47）

（●●委員、入室）

議　　長　　再開します。（13：47）

次に、整理番号、利９を議題といたします。
この案件については、議事参与の制限の規定により、●●委員の退席を求めます。暫時休憩します。（13：48）

（●●委員、退室）

議　　長　　再開します。（13：48）
事務局より説明願います。

事　務　局　　議案書 13ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
整理番号利９は、報告第３号、整理番号１で解約のあった、これまで△△△△さん個人が賃貸借していた農地について、今回、△△△△さんが代表を務める法人で、賃貸借契約を結び直す案件となります
計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第３項の各要件を満たしております。
以上、整理番号利９について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。
●●委員の退席を解きます。暫時休憩します。（13：49）

（●●委員、入室）

議　　長　　再開します。（13：49）

【議案第４号　現況証明願について】

議　　長　　次に、議案第 4 号現況証明願についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 4 号についてご説明申し上げます。
議案書 14 ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
現況証明の願出があったことから、北海道農地法関係事務処理要領の規定に基づき、証明の可否について審議意見を求めます。
今月の現況証明願は 1 件であります。
当日配布資料の 21 ﾍﾟｰｼﾞから 24 ﾍﾟｰｼﾞに議案第 4 号資料として、地番図・航空写真・現地写真を添付しております。
整理番号 1、現況証明願の所在地は、東丘〇〇〇〇、外 4 筆。
面積は、5 筆合わせて 2,093 ㎡であります。
公簿地目は畑で証明の内容としましては、農地・採草放牧地以外として願出があり、証明を受ける目的としましては、地目変更登記のためであります。
土地の所有者、願出人ともに、千歳市東丘〇〇〇〇、△△△△さんになります。
土地の区分は、市街化調整区域として開発が抑制される地域であります。
当該地は、所有者から聴取したところ、所有者の父である△△△△さんが建てた住宅、農機具格納庫、所有者が建てた住宅、△△さんの後継者が建てた住宅等があり、当農委に転用履歴はないものの、農地台帳上、すべて非農地となっている土地であります。
今般、土地の所有者である△△△△さんが、当該地の地目変更登記をするにあたり、申請がありました。
調査の結果、願出地は、農地台帳上、すでに非農地で、農家住宅、農業用倉庫が建っている土地であり、農地利用は困難と判断されたため、農地・採草放牧地以外としてお諮りするものであります。
以上、整理番号 1 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは、以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、この案件については、農業委員による現地確認を行っておりますので地区委員の黒澤委員よりご意見等をお願いいたします。

黒　澤　委　員　　4月14日に、私のほか、長島会長、清水委員及び事務局により、整理番号１について現地調査を行いましたので報告します。
　事務局から説明があったとおり、証明を受けようとする土地については、住宅及び農業用倉庫が建っており、農地利用はありませんでした。
　本調査を行った農業委員は、すでに農地台帳上、非農地であり、当該地がこのような状態であることから、農地利用は非常に困難であると判断し、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。私からは以上です

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

【議案第５号　令和２年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和３年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について】

議　　長　　次に、議案第5号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について議題といたします。
　事務局より説明願います。

事　務　局　　それでは、議案書15ﾍﾟｰｼﾞ、議案第5号について、ご説明申し上げます。
　農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進状況、その他農業委員会における事務の実施状況を公表するため、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価（案）及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）を策定したので、審議意見を求めます。

議案第5号別紙をご覧下さい。説明は網掛け、太字記載の変更部分のみの説明とさせていただきますので、ご了承願います。

別紙の1ﾍﾟｰｼﾞ、点検・評価案の「Ⅰ農業委員会の状況」（令和3年3月31日現在）の１農業の概要ついての耕地面積は令和2年市町村別耕地面積にて公表しております数値で田が637ha、畑が5,230ha、経営耕地面積は農林業ｾﾝｻｽの数値を記入することとなっておりますが、2020年の市町村別の数値がまだ発表されていないため、2015年の数字のままとなっております。

事務局で管理している農地台帳面積は田、259ha、畑7,013haで合計7,272haとなっております。

農家戸数、農業者数はともに2015年農林業ｾﾝｻｽをもとに記載しております。

認定農業者数は151経営、基本構想水準到達者は6経営となっております。

2農業委員会の現在の体制については、表のとおりとなっております。

2ﾍﾟｰｼﾞに移りまして、「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」の「１現状と課題」については記載のとおりで、「2、令和2年度の目標及び実績」については、集積実績が5,940haで、うち新規実績が20ha、目標達成率は97.4%となりました。

なお、現状の管内の農地面積は入作、出作を考慮していない数字である、作付統計の数字を記入することとなっており、千歳市の実際の農地は委員会で管理している農地台帳上の農地は7,272haであり、集積面積が管内農地面積を超える現象が起きております。

「3、目標の達成に向けた活動」の活動実績については記載のとおりといたしました。

次に3ﾍﾟｰｼﾞの「Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」の「1現状と課題」及び「2、令和2年度の目標及び実績」については参入実績がありませんでしたので0としております。

「3、目標の達成に向けた活動」の「活動実績」として2年度の新規参入に向けての相談件数は個人2件、法人2件の他、会議の出席状況について記載いたしました。

「4、目標及び活動に対する評価について」は記載のとおりとさせていただきました。

4ﾍﾟｰｼﾞの「Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価」の「1現状及び課題」は農業従事者の高齢化等により担い手の減少を記載させていただきました。「2、令和2年度の目標及び実績」については昨年と同様に記載となっております。

3、「2の目標に達成に向けた活動について」も記載のとおりとさせていただきました。

次の 5 ﾍﾟｰｼﾞは昨年同様とし、ﾊﾟﾄﾛｰﾙ等の開催日時のみ変更しております。

次の 6 ﾍﾟｰｼﾞ「Ⅵ農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」では「1 農地法 3 条に基づく許可事務」については、1 年間の処理件数は 16 件で処理期間の平均は 23.8 日となっております。

「2 農地転用に関する事務」の 1 年間の処理件数については 14 件、処理期間の平均は 53.1 日となっております。

次に 7 ﾍﾟｰｼﾞの「3 農地所有適格法人からの報告への対応」は管内の農地所有適格法人数は 62 法人で、うち報告書提出法人数は 53 法人、うち督促を行った法人が 10 法人、督促後に提出のあった法人数は 6 法人、提出のなかった法人数は 4 法人となります。

未提出理由については記載の通りとなっております。

なお、令和 3 年末までの法人をｶｳﾝﾄしており昨年度末及び令和 3 年に法人化した 5 件については報告時期未到来となっております。

「4 情報の提供等」では賃料情報の調査・提供の実施状況での調査対象賃貸借件数は 236 件、公表時期は令和 2 年 4 月としております。

農地の権利移動等の状況把握に実施状況での権利移動等の件数については 236 件、取りまとめ時期は同じく令和 2 年 4 月です。

農地台帳の整備実施状況での整備対象農地面積は 7,272ha としております。

次の 8 ﾍﾟｰｼﾞの「Ⅶ地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」の農地利用の最適化等に関する事務として、1 月の総会で決定いたしました、令和 4 年度の農業政策と予算に関する要望意見から記載いたしました。

以上、活動の点検・評価についてご説明いたしました。

続いて、9 ﾍﾟｰｼﾞからは「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画案」になります。9 ﾍﾟｰｼﾞは点検・評価と同じなので、次の 10 ﾍﾟｰｼﾞの「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」の「1 現状及び課題」の現状で令和 3 年 4 月現在とし「これまでの集積面積」が 5,940ha、集積率が 101.2%といたしました。

「2、令和 3 年度の目標及び活動計画」の目標での集積面積は 5,952ha で、うち新規集積面積は 12ha といたしました。現状で集積面積はほぼ上限と考えますが、0.2%の増加を目標といたしました。

以下のﾍﾟｰｼﾞにつきましては、昨年度と同様の記載となっておりますので、それぞれのﾍﾟｰｼﾞをご確認下さい。

なお、活動点検・評価と活動計画は承認いただいた後、ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞでの公表及び北海道を経由し国へ提出する予定となっております。

日頃の皆さんの農業委員としての活動状況を踏まえ、本年度の活動計画案を作成いたしました。

以上、「活動の点検・評価（案）及び活動計画（案）」につきまして、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、この案件については、農政小委員会で協議しておりますので、鈴木委員長から協議結果等について報告願います。

鈴木委員長　　3 月 25 日開催の農政小委員会での協議結果について報告いたします。
農業委員会等に関する法律、第 37 条で、農業委員会はその運営の透明性を確保するため、農地の利用の最適化の推進状況や、その他、事務の実施状況について、公表することが定められております。
農政小委員会といたしましては、ただ今、提案しております「令和 2 年度の点検・評価(案)」は適切であること、また、「令和 3 年度の活動計画(案)」に沿って、農業委員会が一体となり各種事業を積極的に推進する旨を確認し、総会へ諮ることで意見を集約したところであります。私からは、以上であります。

議　　長　　これより、質疑を行います。

藤田委員　　10 ﾍﾟｰｼﾞの管内の農地面積は 5,870 haでこれまでの集積面積が5,940 haということで、100%を超えておりますが、どのようなことですか。

事務局　　説明の中でも少しお話ししましたが、この管内の農地面積は、農政事務所で発表している、市町村別の耕地面積調査の数字を記載することになっており、様式上決まっております。
この調査はでは、出作、入作の関係で、恵庭市の方が所有している千歳の農地は恵庭市に入ってしまうため、実際の面積とかい離する現象が起きています。

藤田委員　　分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この点検・評価（案）及び活動計画（案）について原案通り決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は原案どおり決定しました。

議　　長　　これで、本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、各委員から意見等がありましたら挙手をお願いします。

（発言なし）

議　　長　　それでは、最後に、日程 7、その他として事務局からの報告をお願いします。

事　務　局　※事務局より次の事項について、報告があった。

口 頭　農地ﾊﾟﾄﾛｰﾙの実施について
口 頭　故△△氏の農地利用調整結果報告について
口 頭　農業者年金協議会だより「北こぶし」
北海道女性農業委員・農地利用最適化推進委員通信
農業委員・農地利用最適化推進委員における農地の売買・貸借・転用相談のためにＱ＆Ａ集
千歳市農業振興計画（第4次）
の配布について
口 頭　千歳市大地の会 総会 の開催について

＜閉会宣言＞

議　　長　　これをもちまして、本総会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。（14：08　閉会）